

これまでの総括ワーキンググループ構成員による  
原子力災害被災地域における復興施策に関する主なご意見等

令和6年11月21日  
復 興 庁

1 議論の経過等

2  
3

4 令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降、復興庁設  
5 置期間内における復興施策の検討に資するため、東日本大震災の発災からこれまでの間に実  
6 施された復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に、「第2期復興・創生期間まで  
7 の復興施策の総括に関するワーキンググループ」(以下「総括ワーキンググループ」という。)  
8 を開催することとされた。

9 総括ワーキンググループは、令和6年4月から7月までの第1回から第4回まで、地震・  
10 津波被災地域等に関する復興施策の総括について議論を行った後、同年8月から原子力災害  
11 被災地域における復興施策に関する議論を開始した。

12 原子力災害被災地域における復興施策に関しては、地域によって大きく状況が異なること  
13 や復興施策の内容も多様であること等を踏まえ、より丁寧に議論を進める必要がある。その  
14 ため、令和6年末にかけて現状把握や主要な復興事業を題材として総論的な議論を行った上  
15 で、令和7年以降に個別の復興事業の在り方に関する各論の議論を行い、原子力災害被災地  
16 域における復興施策の総括を取りまとめることとしている。

17 これまで、原子力災害被災地域に関しては3回の総括ワーキンググループを開催し、全体  
18 概況及び政府による復興施策の各分野について、市町村ごとの人口や経済指標等のデータ、  
19 主要な復興事業の制度概要・実績等をもとに、また、各回とも福島県知事をはじめとする関  
20 係地方公共団体からの説明を受けながら、議論が行われてきた。

21 また、9月には、福島県内の現地視察として福島第一原子力発電所視察や福島県知事との  
22 意見交換等を行い、10月には2回に分けて被災12市町村の首長等との意見交換を行った。

23 以下は、過去3回の原子力災害被災地域に関する総括ワーキンググループ、9月以降の現  
24 地視察や被災12市町村との意見交換における構成員からの主な意見等を列記したものであ  
25 る。

26 今後は、これまでの議論、現地視察や被災12市町村の首長等との意見交換も踏まえ、本  
27 日の総括ワーキンググループにおいてさらに議論を行い、以下の主な意見等に本日の意見を  
28 追加等した上で、中間整理として令和6年中の議論の成果を取りまとめることとしたい。  
29

# 1 原子力災害被災地域に関する経緯と現状、制度

## (1) これまでの主な取組と現状

- 3 復興の基本方針において、原子力災害被災地域については、「国が前面に立ち、中長期  
4 的な対応が必要」であり、「令和3年度からの当面10年間、本格的な復興・再生に向け  
5 た取組」を進めることとされている。
- 6 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区  
7 域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能  
8 なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んで  
9 いくこととしている。
- 10 原子力災害に伴い避難指示が発出された地域については、全て避難指示が解除された  
11 市町村がある一方で、未だ多くの区域が帰還困難区域となっている市町村もある。帰還  
12 困難区域については、特定復興再生拠点区域においては避難指示がすべて解除されてお  
13 り、特定帰還居住区域においては除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が  
14 進められている。
- 15 人口に関しては、市町村により大きく状況が異なっており、震災後の人口減少傾向が  
16 比較的小さい市町村もある一方で、帰還困難区域が非常に多く人口の回復がみられず特  
17 定復興再生拠点区域等によりようやく復興のスタート地点に立った町もある。
- 18 市町村別総生産についても、市町村全体として震災前と同程度あるいはそれを上回る  
19 水準に回復した市町村がある一方で、建設特需を除くと震災後に大きく落ち込み回復が  
20 その後見られない町村もあり、地域によって状況は大きく異なっている。

21

## (2) これまでの構成員の主な意見

- 23 原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なること  
24 を踏まえ、地域ごとに適用すべき施策をきめ細やかに判断すべき。
- 25 市町村単位でのデータによる現状分析だけでなく、同一市町村内でも原子力災害の影  
26 響を強く受けた地域とそうでない地域など、地域ごとに状況は異なることに留意すべき。
- 27 最終的には福島県や市町村が継続的に自立した地域経営ができるような工夫が必要。
- 28 現状を正しく理解した上で課題を整理し、広域連携等、複数施策に共通する課題の解  
29 決を検討することが重要。
- 30 復興の出口を探りながら、施策を検討していくことが必要。難しいところもあろうが  
31 ビジョンの議論を進めていくべき。
- 32 広域連携に当たり、市町村ごとに復興の状況が異なることを踏まえ、連携する領域や  
33 進め方・留意点を考慮しつつ、制度設計等を行っていくことが重要。

1 2 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

2 （1）これまでの主な取組と現状

- 3 ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は、中長期ロードマップに基づき、必要な  
4 取組を進めてきている。
- 5 ・ 国は前面に立って、国内外の叡智を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推  
6 進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めて  
7 いくこととしている。
- 8 ・ 廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりや  
9 すい情報発信を行っていく。また、情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力  
10 を指導するとともに、国も必要な取組を行っていくこととしている。
- 11 ・ 令和6年9月には、2号機における燃料デブリの試験的取り出しに着手した。
- 12 ・ 世界にも前例のない燃料デブリ取出しは技術的難易度が極めて高い取組であり、国・  
13 東京電力・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が一体となり、内外の技術的知見を集めた  
14 集中的な検討の必要があるところ、復興と廃炉の両立を意識した対応を行うこととし  
15 ている。
- 16 ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に  
17 支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き  
18 続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- 19 ・ 3号機における燃料デブリの大規模取り出しの工法については、原子力損害賠償・廃  
20 炉等支援機構に設置した燃料デブリ取り出し工法評価小委員会（以下「小委員会」とい  
21 う。）において検討が進められ、今後、1、2年程度かけて東京電力が設計検討・研究開  
22 発を行い、同小委員会がフォローアップしていく。
- 23 ・ 汚染水については、凍土壁や建屋周辺の敷地舗装等の対策により、発生量を 100 m<sup>3</sup>/  
24 日以下に抑制している。
- 25 ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）については、令和5年8月の最  
26 初の海洋放出以来、これまでに 10 回の放出が完了しているところ、これまでのモニタ  
27 リング結果から、安全であることが確認されているほか、本年7月の IAEA による報告  
28 書では、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかつた  
29 等と評価されている。
- 30 ・ ALPS 処理水海洋放出以降、一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、魚  
31 価の大幅な低下などの風評影響が生じているという声は聞かれていない。
- 32 ・ ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及び ALPS 処理水の  
33 処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいくこととしている。

- 1 ・ 輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「水  
2 産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）等の支援策を措置し、「三陸・常磐も  
3 の」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に取り組んでいる。
- 4 ・ ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれ、政府全体として風評対策及  
5 びなりわい継続支援にも徹底的に取り組む、被害が生じた場合には適切に賠償を行うこ  
6 とを東京電力に指導していく。
- 7 ・ 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について、円滑かつ確実に進めていくよう、図  
8 っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないよ  
9 うにすることとしている。
- 10 ・ 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に  
11 実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることによ  
12 り、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進め  
13 ることとしている。

## 14 (2) これまでの構成員の主な意見

- 15 ・ 廃炉は長期間にわたる取組であり、地元企業との連携が重要。
- 16 ・ 燃料デブリの試験的取出しが新たな風評につながらないようにすべき。
- 17 ・ 廃炉の取組に情報発信は欠かせないが、海外向けも積極的に行うべき。
- 18 ・ 福島第一原子力発電所における情報公開は、廃炉作業への負担やセキュリティの面  
19 で限界はあるだろうが、視察の積極的受入れは有意義。

## 20 3 環境再生に向けた取組

### 21 (1) これまでの主な取組と現状

- 22 ・ 帰還困難区域を除く全市町村で面的除染が完了している。特定復興再生拠点区域につ  
23 いては、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）全てにおいて概  
24 ね除染作業が完了し、令和5年11月には、全ての区域で避難指示が解除された。特定  
25 帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が特定帰還居住区域復興  
26 再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行い、4町において順次、除染や家屋等の解  
27 体に着手している。仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵  
28 施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行っている。
- 29 ・ 福島県内に仮置きされていた除去土壌等については、帰還困難区域由来を除く除去土  
30 壌等については、令和3年度までに中間貯蔵施設への搬入が概ね完了しているところ  
31 あり、引き続き、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域において発生した除去土  
32 33 34

1 壤等の搬入を進めている。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や地元自治体  
2 の意向を踏まえつつ実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復を進めている。

- 3 ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後 30 年以内に、  
4 福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められている。除去  
5 土壌等の最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の  
6 減容・再生利用等を進めることが重要であり、除去土壌の減容技術の開発・実証、再生  
7 利用の実証事業、国民の理解醸成等に取り組んでいる。
- 8 ・ 福島県外の除去土壌等についても、処分に向けた取組を進めることとしている。
- 9 ・ 再生利用の実証事業等で得られた知見や、本年 9 月の IAEA 専門家会合の最終報告書  
10 等の国内外の有識者の御助言等を踏まえ、除去土壌の再生利用及び最終処分向け、再生  
11 利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等について検討を進めてい  
12 る。
- 13 ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、既存の管理型処分場を活用した埋立処分  
14 施設への搬入等の事業を進めている。

15 福島県以外の 1 都 8 県の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連  
16 携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用  
17 しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理  
18 の促進も進めている。

## 19 20 (2) これまでの構成員の主な意見

21 ・

## 22 23 24 4 帰還・移住等の促進、生活再建等

### 25 (1) これまでの主な取組と現状

- 26 ・ 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、除染やインフラ整備等を行  
27 い、令和 5 年 11 月までに、6 町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除され  
28 た。
- 29 ・ 除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて  
30 必要な対応を行っている。
- 31 ・ 特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の  
32 促進も含め、様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅  
33 速な整備を支援している。

- 1     ・ 6町村については、帰還困難区域を抱えており、復興の段階が、その周辺の市町村に  
2     比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることか  
3     ら、特定復興再生拠点区域を含めた避難指示解除区域への帰還・居住に向けた課題につ  
4     いて、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進することとしている。
  
- 5     ・ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外に関しては、2020年代をかけて、帰還意向  
6     のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に  
7     必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされ、避難指示解除によ  
8     る住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定  
9     できる制度が創設された。本制度に基づき、令和6年4月までに大熊町、双葉町、浪江  
10    町及び富岡町が特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行い、  
11    除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めている。
  
- 12    ・ 地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケー  
13    ションに取り組むとともに、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置  
14    を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について  
15    検討を行うこととしている。
  
- 16    ・ 特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、  
17    国は、自治体の意向を十分に尊重し、運用していくこととしている。
  
- 18    ・ 帰還困難区域において、荒廃抑制対策や、鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進めて  
19    いる。
  
- 20    ・ 原子力災害被災地域では、避難指示の解除時期等によって地域の状況は大きく異なる。
  
- 21    ・ 住民の帰還を促進し、避難指示解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくり  
22    やコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥  
23    獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両  
24    面から進めている。
  
- 25    また、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促  
26    進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組んでいる。
  
- 27    ・ 福島再生加速化交付金は、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズ  
28    にきめ細かく対応する施策を支援するもので、地方負担分についても、原則として、震  
29    災復興特別交付税を措置することで、被災12市町村一律で被災団体の財政負担が生じ  
30    ない仕組みとして、迅速な事業実施に貢献している。
  
- 31    ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業は、原子力災害後の特殊な状況に鑑み、他地域  
32    では地方公共団体が実施主体になっているような事業でも、生活環境整備部分は法律の  
33    規定により、帰還再生加速部分は法律の規定によらずに、被災12市町村一律で、市町  
34    村等からの要請に基づき国が実施主体となり、全額国の負担として、生活環境の改善に  
35    貢献している。

- 1 ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院など双  
2 葉郡等における地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開  
3 後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進めることとしている。
- 4 ・ 教育環境の整備については、学校再開の支援とともに、再開した学校等における海外  
5 研修や地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就  
6 学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧などを行っている。
- 7 ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置については、適切な周知期間を設け  
8 つつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととしている。
- 9 ・ 国、県、市町村等がそれぞれの役割を果たしつつ適切に連携して、福島復興再生基本  
10 方針や福島復興再生計画の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向  
11 けて取り組むこととしている。
- 12 ・ 原子力損害賠償について、国は、被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施  
13 に向けて、必要な対応を行っている。
- 14 ・ 避難指示解除地域における帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備に際しては、地  
15 方創生施策等の政府全体の施策も総合的に活用して、地域の復興・再生に取り組むこと  
16 としている。

## 17 (2) これまでの構成員の主な意見

- 19 ・ 帰還が進んでいない地域は、被災者の帰還意向を確認しながら丁寧に取り組を進めてい  
20 くことが重要。
- 21 ・ 避難指示解除後、帰還や移住が進むにつれて、コミュニティの再生や活動再開が進み、  
22 それらが更なる帰還や移住を進めていくという意味で、コミュニティ形成は重要。
- 23 ・ 教育分野や医療分野等の関連施設は、広域的に住民が利用できることが効果的である。  
24 広域的な利用は、維持管理費の軽減につながり、持続可能な行政運営にも必要である。  
25 市町村による広域連携の取組を促していく必要がある。
- 26 ・ 被災地の復興に意欲のある移住者が果たしている役割は大きく、今後も、期待される  
27 ため、帰還促進と併せて、移住・定住の促進や、ホープツーリズムをはじめとする観光  
28 振興を通じた交流人口・関係人口の拡大等は重要であることから、こうした分野の情報  
29 発信は重要である。
- 30 ・ 交流人口や関係人口の増加については、広域的な連携が重要。
- 31 ・ 帰還・移住の促進のためには、医療機関の存在が重要。
- 32 ・ 帰還・移住の促進に向けて雇用創出する際、住宅の確保が重要となるが、福島第一原  
33 子力発電所周辺の町では住宅が不足している。何らかの住宅整備策が検討できないか。



- 1 ・ 福島再生加速化交付金については、地域で特にニーズの高いものに重点的に資金配分  
2 していくことが重要。

3 国から市町村に直接配分されているが、真に必要なところへの支援を行っていくため  
4 には、現場に近いニーズを市町村が把握し、財源配分は国より市町村に近く、本来広域  
5 調整の役割を持つ県が担っていくのが適切ではないか。

6 一律 12 市町村全ての事業について、国が全額負担となっているが、これまでの復興  
7 施策の経緯も踏まえれば、地域の自主性や制度の持続の観点から、地元負担を一部導入  
8 する方向で見直しをしていった方が良いのではないか。

9 この交付金を更に有意義なものとしていくためには、もし復興特別会計内で他の制度  
10 と事業内容に重複があるのであれば、整理して対象を明確化すべき。

- 11 ・ 生活環境整備・帰還再生加速事業について、防犯パトロールや除草などを国が市町村  
12 に委託して実施しているが、必要な予算を市町村に補助していく方が地に足の着いた形  
13 で事業を執行できるのではないか。

- 14 ・ 避難指示解除地域においてまちづくりが進む中で施設管理の難しさが課題として浮か  
15 び上がっており、今後他の自治体においても同様の課題に直面すると思われるため、特  
16 に空き家の活用や解体等については議論することも重要。

- 17 ・ 地域が活気を取り戻し末永く自立していくためには、生業の再生等が最優先であるが、  
18 地域の文化的なつながりや心意気が精神的な支えとして果たす役割が大きい。

## 21 5 産業・生業に関する取組等

### 22 (1) これまでの主な取組と現状

- 23 ・ 12 市町村では、復興のステージが地域によって大きく異なり、復興が進んだ地域もあ  
24 る一方で、避難指示解除時期の違いから、事業環境が依然として厳しい地域もある。

25 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は、12 市町村の避難指示解除区域等を対象  
26 に、企業の工場等の新增設を支援し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加  
27 速させるとともに、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める事業で  
28 あり、避難指示解除の時期等の違いによって補助率に差異を設け、より復興・再生を加  
29 速化すべき地域への投資を促している。

30 ・ 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえ、本  
31 構想に基づき、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、同地域等で一体と  
32 なって取組を進めており、また、現在「青写真」の改定に向けた検討が進められている。

33 ・ これまで、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、  
34 医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、産業集積や社会課題解決に資する取組を進め  
35 ている。

- 1     ・ （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構では、地域をけん引する人材育  
2     成、関係・交流人口の拡大、情報発信等の取組にも取り組んできたところ、F-REI 等と  
3     も相互に協力し取り組んでいく。
- 4     ・ 廃炉事業について、地元企業が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、  
5     地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を  
6     向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉  
7     にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていくこととしている。
- 8     ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用  
9     を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進める  
10    こととしている。
- 11    ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構  
12    想」の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向けた取組を着実に推進する  
13    こととしている。
- 14    ・ 福島相双復興官民合同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対  
15    するきめ細かい支援を実施している。
- 16    ・ 被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施  
17    設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施している。
- 18    ・ 企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・  
19    関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援している。
- 20    ・ 農業分野では、12市町村の営農再開面積の割合は、約5割まで回復するに至ったが、  
21    避難指示解除の遅れや帰還状況により再開割合が低く未再開農地が多く残る市町村が  
22    ある。営農再開の加速化に向け、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の  
23    促進等に取り組んでいる。
- 24        また、ICTを活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の高い農業  
25    経営の展開、広域的な高付加価値産地の形成を推進している。
- 26        農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等に  
27    ついて、支援を実施している。
- 28    ・ 森林・林業分野では、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備と  
29    その実施に必要な放射性物質対策や、しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組  
30    等を進めるほか、木材の安全証明、バークの滞留対策等に取り組んでいる。また、帰還  
31    困難区域を含む森林・林業の再生に向けた関係者との調整など必要な対応を進めること  
32    としている。
- 33    ・ 水産業分野では、令和3年4月から試験操業を終了し本格操業への移行に取り組む福  
34    島県など被災地の漁業について、漁獲量の増大等の取組に対する支援を実施している。

1 また、被災地の水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を実施し  
2 ている。

3  
4 (2) これまでの構成員の主な意見

- 5 ・ 産業の回復具合や復興の進捗など、関連データを見ると、12市町村の復興の状況には  
6 非常に差があることが確認でき、福島第一原子力発電所の周辺地域では依然として極端  
7 に落ち込んでいる。業種毎の状況や、いわゆる「建設特需」に関係しない部分を丁寧に  
8 見ていく必要がある。
- 9 ・ 市町村単位でのデータによる現状分析だけでなく、同一市町村内でも原子力災害の影  
10 響を強く受けた地域とそうでない地域など、地域ごとに状況は異なることに留意すべき。  
11 (再掲)
- 12 ・ 現在は「建設特需」があるが、今後はそれらの求人が減っていることも考えられ、今  
13 後求人が増加する可能性のある職種へ円滑に移行できるよう、丁寧な就労支援が重要。
- 14 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が、対象地域や企業規模によって補助率に差  
15 を設けているように、地域の実情や必要性に合わせた制度としていくことが、国民の特  
16 別な納税によって賄われている復興特別会計の予算の有効活用の観点からも重要。
- 17 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金のように補助率に差を設け、一番大事なところ  
18 くに重点的に予算を投入する仕組みについて、他の施策で導入することができないか検  
19 討することが重要。その際、復興庁が直接全ての市町村と調整を行うのは困難を伴うの  
20 で、県の調整を尊重しながら、対応することが重要。
- 21 ・ 産業支援には、投資促進支援に加え、(福島相双復興官民合同チームが行っているよ  
22 うに) ソフト面での個々の経営支援が重要。
- 23 ・ 先導的な取組をいかに進めていくか、については、福島イノベーション・コースト構  
24 想において一定の成果を上げており、今後、F-REI との連携が戦略を考える上で重要。
- 25 ・ スタートアップ企業については、事業のアイデアや事業者の資質が素晴らしくても、  
26 地域とうまく合わず定着しない事例もあるため、成功事例や失敗事例の要因も踏まえ、  
27 支援することが重要。
- 28 ・ 全国的に人手不足が深刻である上、特に福島の被災地域では新たな人材確保が難しい  
29 状況であることから、テレワークやDXの推進を通じて、業務効率化と人材確保を検討  
30 することが重要ではないか。
- 31 ・ 震災により価格面で不利な立場におかれた農産物の価格回復と認知度向上、また、し  
32 いたけ等の特用林産物の安全性と質の向上への取組や出荷制限の早期解除などに向け  
33 て知恵を絞り、ご努力いただきたい。
- 34 ・ 水産業については、日本全体をとりまく課題について、どう対処していくべきか考え  
35 る必要があるのではないかと。特に地球温暖化という大きな動きにどう対応するのか継続

1 的に議論していくべきではないか。

2  
3

## 4 6 福島国際研究教育機構の取組

### 5 (1) これまでの主な取組と現状

- 6 ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現  
7 するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術  
8 力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、  
9 我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献す  
10 る、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法に基づ  
11 き、令和5年4月に福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）を設立した。
- 12 ・ 「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、F-REI が行う「ロボット」、「農林水産  
13 業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、「原子力災害に関す  
14 るデータや知見の集積・発信」の5分野を基本とする研究開発をはじめ、産業化や人材  
15 育成の取組を推進している。

16 研究開発では、各分野長の下で、5分野27テーマの委託研究について、公募、選定・  
17 協議の上、55件の委託研究が開始されている。今後、令和11年度までの中期目標期間  
18 を通して、外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃  
19 合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行していく予定である。

20 施設統合では、福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合（令和7年4月予  
21 定）について、本年6月に福島県とF-REIは基本合意書を締結。また、日本原子力研究  
22 開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター及び国立環境研究所（NIES）福島地域協働  
23 研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分のF-REIへの統合（令和7年4  
24 月予定）について、本年7月に福島県、JAEA、NIESと基本協定及び実施協定を締結。

- 25 ・ F-REI が着実に業務を本格実施できるよう国が行うF-REIの当初の施設整備に関し、  
26 本年1月に復興庁は施設基本計画を取りまとめ、復興庁設置期間内での順次供用開始を  
27 目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努めている。

28  
29

### (2) これまでの構成員の主な意見

- 30 ・ F-REIの取組は大変意義深いことであり、福島ひいては日本全体に取組の成果が広が  
31 ることを期待する。
- 32 ・ 復興庁や復興特別会計がなくなった後も、F-REIが継続して成果を上げていくことが  
33 必要であり、外部資金の導入や、持続可能な予算の枠組みなど、多様な資金確保策につ  
34 いて早めの段階から検討が必要。

- 1 ・ 取組は始まったばかりであるが、取組内容について多様な媒体を用いた積極的な発信  
2 が必要。東日本大震災からの復興を理解してもらう観点から、海外向けの情報発信も重  
3 要。
- 4 ・ 産業化の機能を発揮していくためには、サイエンスコミュニケーターや法律関連資格  
5 を有する専門人材を確保しながら活動し、それらの活動を対外的に発信していくことが重  
6 要。
- 7 ・ エフレイ・サイエンスラボ等、最先端の研究を行う研究者が福島の子どもたち向けに  
8 事業を実施することを通じて、地域の人材を育成していく視点は重要であり、継続的な  
9 活動支援が重要。

## 10 11 12 7 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

### 13 (1) これまでの主な取組と現状

- 14 ・ 福島県産品の中には全国平均との価格差が震災前の水準まで回復していないものもあ  
15 る。
- 16 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風  
17 評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向  
18 けた情報発信等に取り組んでいる。
- 19 ・ 科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合  
20 理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行っている。
- 21 ・ これまでに蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、たけのこや山菜、きのこといっ  
22 た山の恵みを含む食品等に関する規制等について、科学的・合理的見地から検証するこ  
23 ととしている。
- 24 ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、放射線副読本の  
25 更なる活用等の放射線に関する教育の充実等により、放射線に関する科学的な知識等や  
26 復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な  
27 支援を行っている。
- 28 ・ 観光については、福島県の観光入込客数をみると、浜通り地域の回復が遅れている。  
29 福島県では訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、ホー  
30 ツーリズムをはじめとした滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモー  
31 ションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組んでいる。
- 32 ・ 諸外国・地域における輸入規制については、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うと  
33 ともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援している。
- 34 ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施すると

1 とともに、その結果について分かりやすい情報提供を行っている。また、地元の理解を得  
2 ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図っている。

- 3 ・ ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を生じさせないよう、関係閣僚等会議で決定  
4 した「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」  
5 (令和6年8月30日)、関係省庁連名で取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージ  
6 等を踏まえ、風評の払拭に向けた科学的根拠に基づく正確な情報の発信等に取り組んで  
7 いる。

## 8 9 (2) これまでの構成員の主な意見

- 10 ・ 国際的な情報発信は、政府全体としても取り組むことが必要。
- 11 ・ しいたけ等の特産物の安全性と質の向上への取組や出荷制限の早期解除などに向  
12 けて知恵を絞り、ご努力いただきたい。(再掲)
- 13 ・ 被災地の復興に意欲のある移住者が果たしている役割は大きく、今後も、期待される  
14 ため、帰還促進と併せて、移住・定住の促進や、ホープツーリズムをはじめとする観光  
15 振興を通じた交流人口・関係人口の拡大等は重要であることから、こうした分野の情報  
16 発信は重要である。(再掲)
- 17 ・ 「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより風評の払拭にも繋がる効  
18 果も期待できる。
- 19 ・ SNS や動画を活用した観光客の誘致について分析すべき。